

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨等
- 2 計画の基本的な考え

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

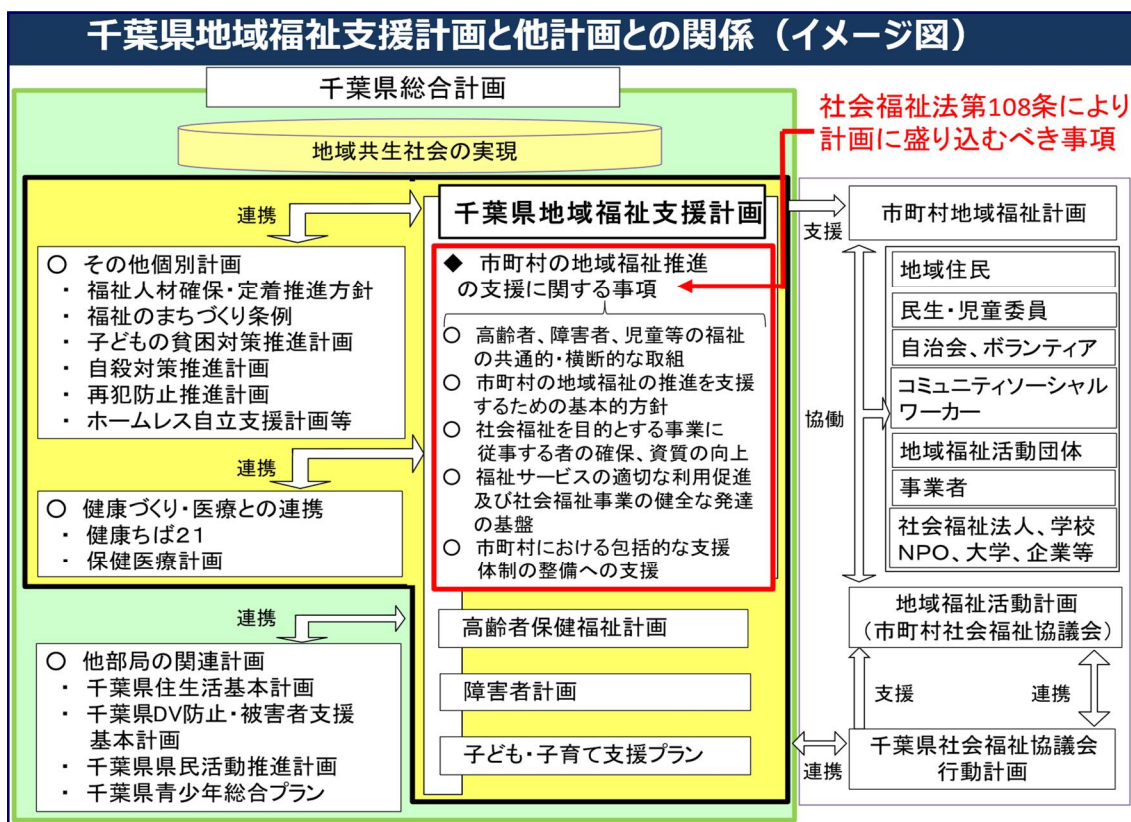
- 地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、県・市町村の関係部局はもとより、保健・福祉等の関係機関や専門職も含めて協議の上、住民と一体となって支え合うことができる目標を設定し、計画的に整備していく行政計画です。
- 地域福祉計画は、2000年（平成12年）6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、都道府県地域福祉支援計画及び市町村地域福祉計画からなり、それぞれ策定することとされています。
- 地域福祉計画は、これまで地域社会を取り巻く環境の変化や、法制度の改正等を踏まえて見直しが行われ、都度改定されてきています。
- 本県においては、2004年（平成16年）3月に「第一次千葉県地域福祉支援計画」を策定し、近年では、2015年（平成27年）3月に「第三次千葉県地域福祉支援計画」を策定、2019年（平成31年）3月に計画の見直しを行い、「第三次千葉県地域福祉支援計画（中間見直し版）」を策定しました。
- 今般、2020年（令和2年）6月の社会福祉法の一部の改正等を踏まえ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ等に的確に対応し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るために、新たに「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

- 「千葉県地域福祉支援計画」は、社会福祉法第108条に基づき、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画です。併せて、千葉県における地域福祉推進の基本方針であり、各分野において共通して取り組むべき事項を示すこととしています。
- 各分野の具体的施策については、個別の計画（高齢者保健福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援プラン2020等）において推進されることを基本とします。
- この計画の推進に当たっては、福祉、医療、健康づくりの各計画と連携するとともに、広く地域社会づくりに資するよう、県民活動や住まい、教育、子ども・若者支援等の他分野の施策とも連携します。

(3) 計画期間

- 計画期間は、2023年度（令和5年度）から2026年度（令和8年度）までの4年間とします。



2 計画の基本的な考え

- 少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、老老介護、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なものもあります。人々が様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現が求められています。
- 地域の様々な動きに目を向けると、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動を通して、これまでの共同体とは異なる新たな縁が生まれています。その中には、特定の課題の解決を念頭に始まる活動だけでなく、参加する人たちの興味や関心から始まる活動をきっかけに、関係性が豊かなコミュニティが生まれている活動もあります。
- 自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの日常生活圏、小・中学校単位の小域福祉圏、市町村の基本福祉圏、県全域の広域福祉圏へと幾つもの福祉圏の輪を広げ、更に福祉サービスのネットワークづくり、包括的な相談支援体制の整備を促進し、県・市町村は、住民等と一緒にやって地域福祉活動を推進してきています。
- このように、社会の変化に伴って生じている課題と、支援体制の両方に目を向けた上で、このたび社会福祉法の一部が改正され、「重層的支援体制整備事業」（社会福祉法第106条の4）が創設されました。重層的支援体制整備事業はこの章で別に述べますが、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。
- 県は、この社会福祉法の改正を踏まえ、重層的支援体制整備事業を支援するとともに、これまで推進してきた計画を検証、見直しを行い、必要な事項を加えて改定し、「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定することとしました。
なお、本計画はこれから4年間にわたる地域福祉の長期計画で、指針でもあります。

(1) 計画の目的

- 本計画は、地域福祉が抱える様々な問題やニーズに対応し、困っている人たちへの支援、自立を図っていくものです。地域で発生し、又は発生する懸念がある福祉事象に対し、県、市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって協力しあって「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現を図っていくことを目的として策定します。
- 計画には、県独自に実施する施策と市町村を支援する施策を記載しています。特に市町村支援に当たっては、事前に協議し、市町村の意向を尊重しながら、協働して取り組んでいきます。

(2) 計画の理念

～「未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会」を目指す～

地域福祉を推進するためには、ひと、地域、自然の全てが「共に生きている」という原点・前提に立ち返り、お互いの違いを認め合う人権の尊重の視点や、少子高齢化、人口減少、災害の激甚化、新たな感染症の脅威の中で、未来に向かって共に生きる視点が必要です。地域共生社会は、地域住民が主体となり、市町村、地域福祉の関係者、県、地域全体で共に創っていく社会であると考えています。

そこで、本計画の理念を「『未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会』を目指す」としました。

○ 未来を照らし

未来を照らすとは、千葉県総合計画の基本理念である「～千葉の未来を切り開く～『まち』『海・緑』『ひと』がきらめく千葉の実現」を踏まえ、地域福祉の視点や福祉施策の方向性をしっかりと見据え、その実現を図っていきます。

○ 共に生きる

地域共生社会は、住民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことにより初めて実現できるものです。未来に向かって共に生きていくことが必要です。

○ 共に創る

「創る」とは、新しいものを創るという意味で、社会全体で共に創造力を働かせて、より良い地域社会の発展を目指します。

【地域共生社会の理念】

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

(3) SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現

- SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたもので、国連に加盟している193か国が、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）の15年間で達成するために掲げた目標です。
- SDGsは、国際交流が深まり経済活動が活発化し豊かになる一方で、所得格差による貧困や飢餓、自然環境が破壊され、経済・社会の基盤となる地球の持続可能性が危ぶまれたことに起因して、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、17のゴールと169のターゲットを掲げ、各国で積極的に取り組まれています。
- 我が国においても、2016年（平成28年）5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組まれています。
千葉県では、チーバくんの「SDGsシンボルマーク」を作成し、県民、企業、大学、行政などによる連携・協働の取組を促進し、活動の普及・啓発に取り組む、持続可能な社会実現を目指しています。
- 本計画においても、その実施に当たってはSDGsの取組と重なり合うことが多いことから、SDGs推進との協働を図りながら、地域福祉の推進に取り組む、地域共生社会を創り、持続的発展を目指すことで、SDGsの達成に貢献します。

3 重層的支援体制整備事業の創設概要

(1) 重層的支援体制整備事業の実施

○ 重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するものです。

* 2021年（令和3年）4月1日に「重層的支援体制整備事業」（社会福祉法第106条の4）が創設されました。

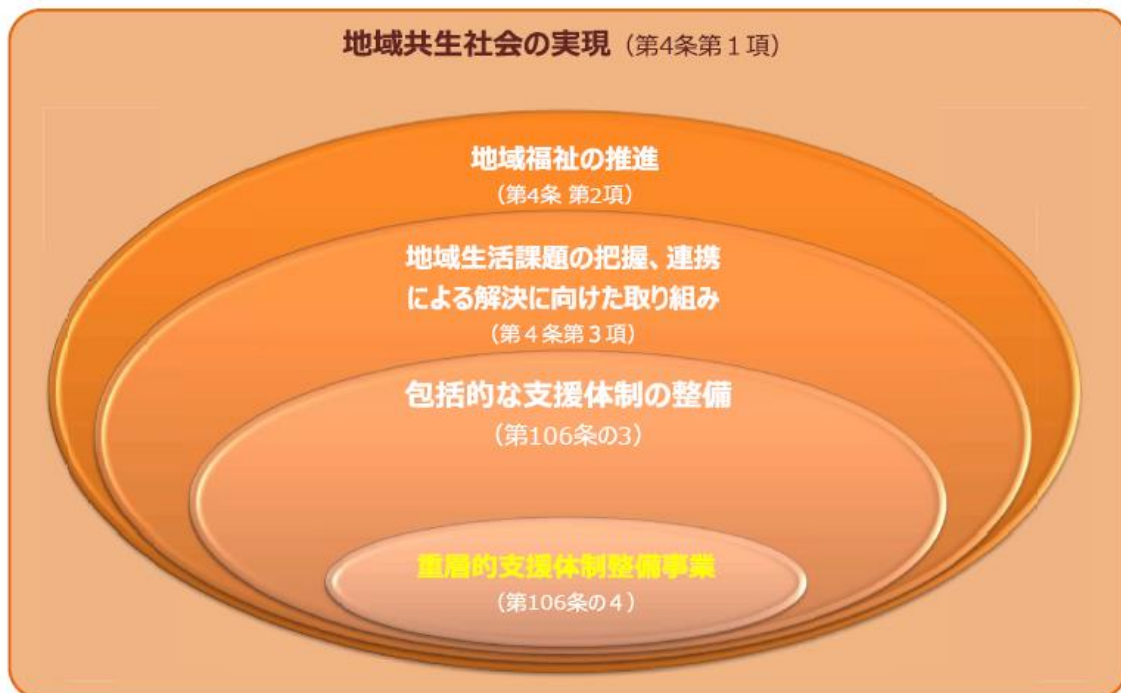
○ この事業は、「市町村において、全ての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として位置づけられ、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくるのが目的です。

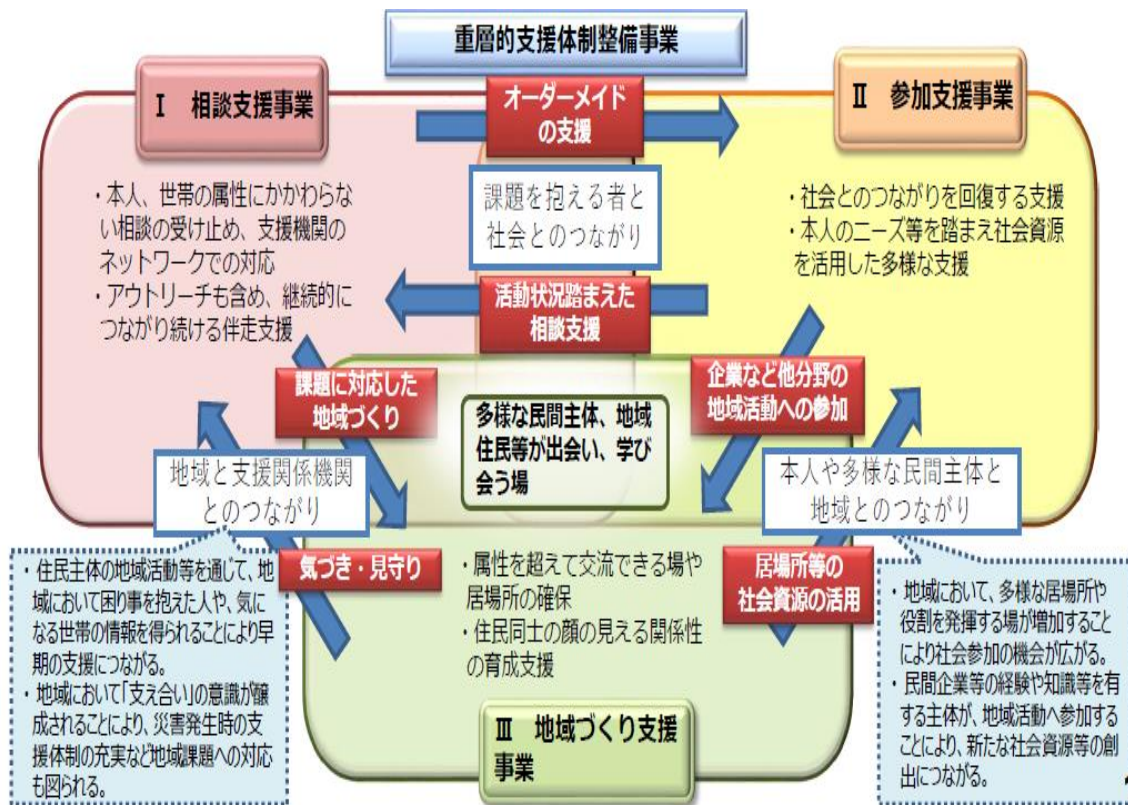
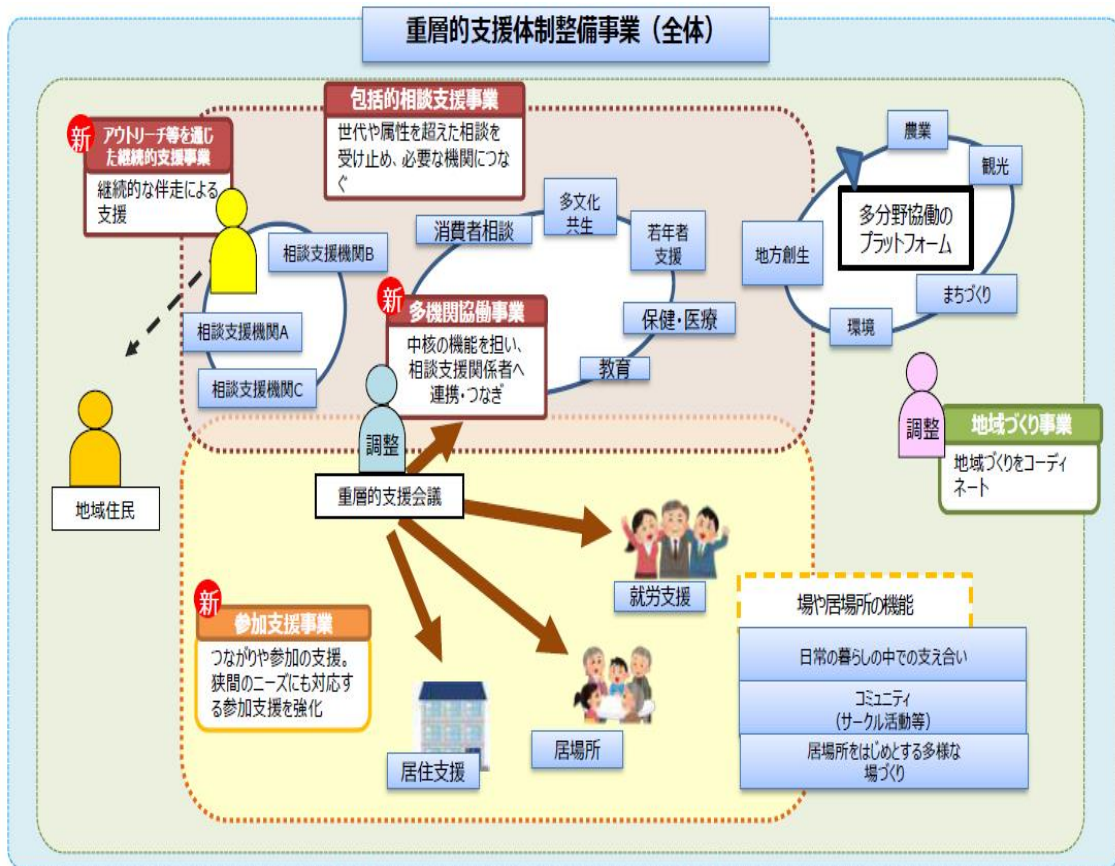
○ 事業実施主体である市町村と、地域住民や地域の支援関係機関等が、自分たちの市町村にあってほしい支援体制や、そのための各機関の役割分担と協働のあり方などについて、考え方や進め方などを共有しながら議論をし、実際の取組に移していくものです。

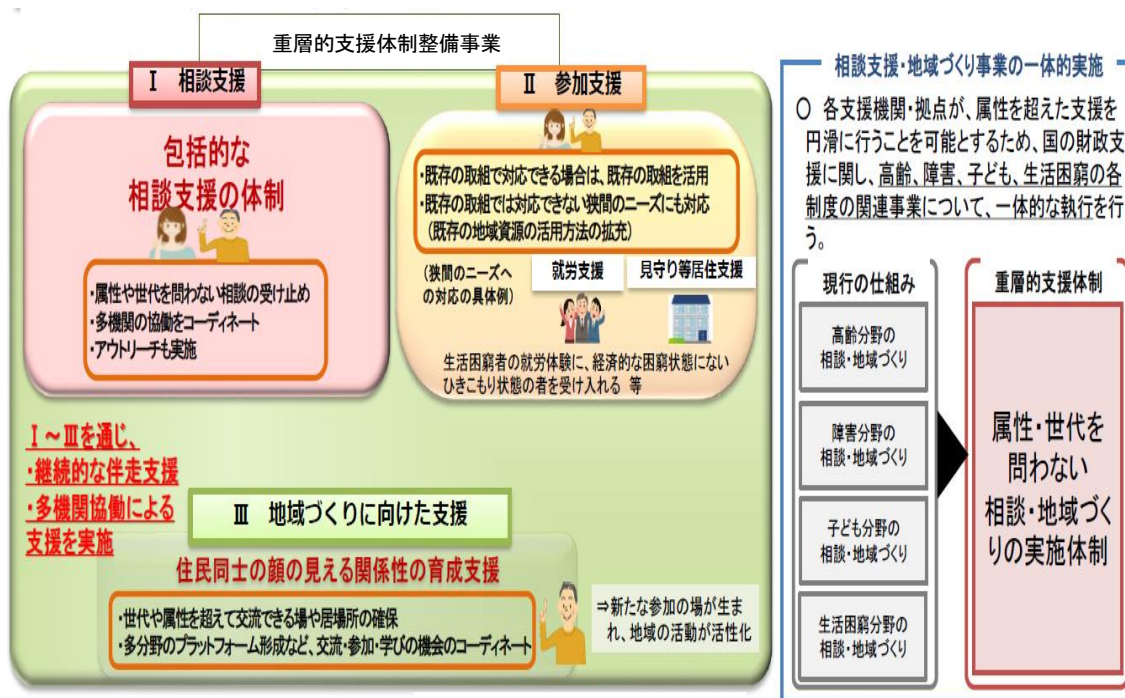
包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)







(2) 重層的支援体制整備事業実施計画

- 市町村は重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため「重層的支援体制整備事業実施計画」(重層事業実施計画)を策定するよう努めることとされ、社会福祉法上は努力義務とされていますが、地域住民等の支援ニーズに包括的に対応するためには必須のプロセスでもあります。
- 県は広域的・専門的な見地から、積極的に重層事業の実施に対する助言や情報提供を行い、重層事業実施計画の策定等の支援に当たります。

(3) 重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン及び取組事例

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン

- 重層事業実施計画は、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業（重層事業）の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は、各関連計画の内容とも整合している必要があります。
- また、重層事業は、社会福祉法第106条の3に規定されている市町村の包括的な支援体制の整備を具体化するものとして位置付けられており、市町村地域福祉計画との関係にあつては、市町村地域福祉計画に内包する場合又は別に作成する場合のいずれにおいても、重層事業実施計画は事業の実施に必要な事項に特化した内容とする必要があります。

<重層事業の実施主体>

実施主体は、市町村とする。

<重層的支援体制整備事業実施計画に盛り込むべき事項>

- ① 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
 - ・ 事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など。
- ② 重層事業について、包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）、参加支援事業（同項第2号）、地域づくりに向けた支援事業（同項第3号）、アウトリーチ^{*}等を通じた継続的支援事業（同項第4号）、多機関協働事業（同項第5号）のそれぞれの提供体制に関する事項（※）
- ③ 重層事業の事業目標・評価指標
 - ・ 包括的相談支援事業における相談受付件数、参加支援事業の支援対象者数、協力事業者数、地域づくり事業の拠点数、参加者数、参加機関数など。
- ④ 関係機関の一体的な連携に関する事項
 - ・ 関係機関の情報連携、重層的支援会議の実施方法など。

（※）②の提供体制に係る記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
包括的相談支援 (第106条の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援機関（窓口）の設置箇所数 ・ 各相談支援機関（窓口）の主な対象分野、設置形

4第2項)	態（基本型、統合型、地域型）、運営形態（直営・委託）、各機関の対象圏域等
参加支援（同項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくりに向けた支援（同項第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等（担当機関、実施方法等） ・ 地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・ その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援（同項第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等（担当機関等）
多機関協働（同項第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法

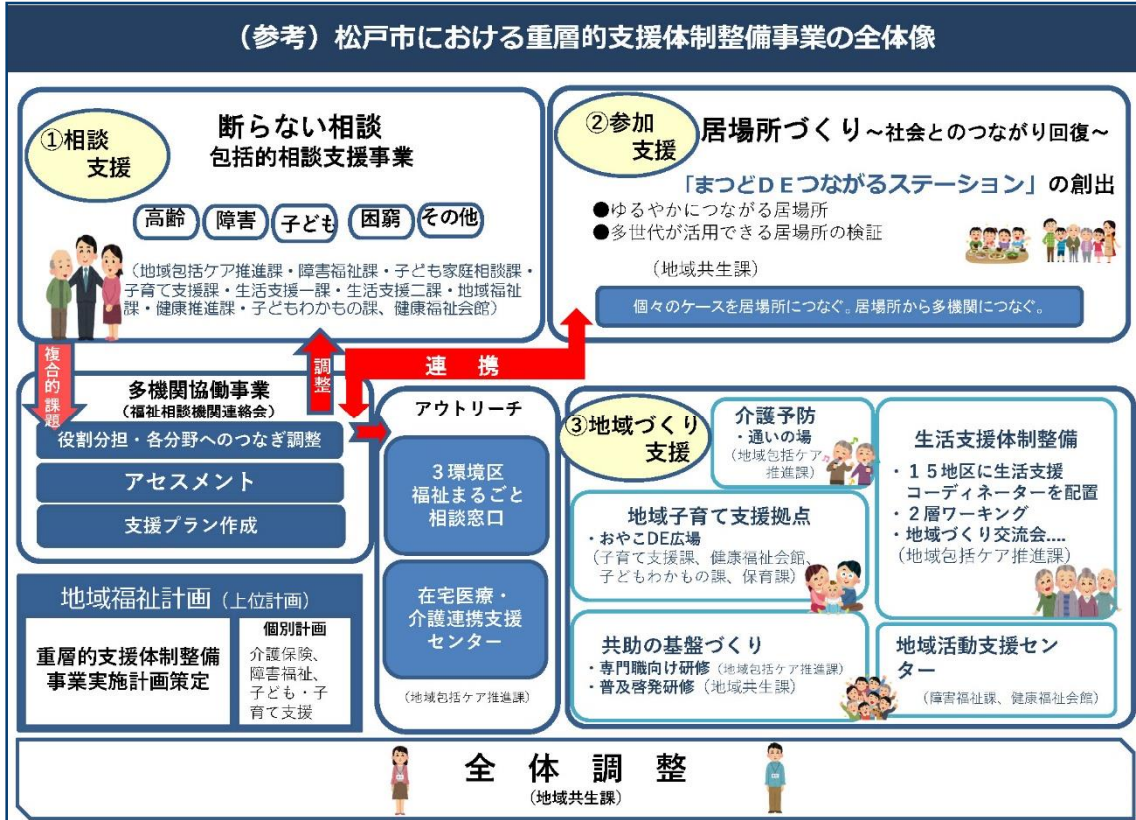
※ 以下省略（「重層的支援体制整備事業実施要綱」を参照願います。）。

<重層的支援体制整備事業交付金>

- 国は、重層事業の実施に当たって、従来、介護・障害・こども・生活困窮の分野ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりに係る補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助（多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業）を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（社会福祉法第106条の8）を交付することとしています。

重層的支援体制整備事業（重層事業）の取組事例

<松戸市の取組事例>



(参考) 重層的支援体制整備事業について (社会福祉法第106条の4第2項)

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

- ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
- ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成(※)	新	

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
 (※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

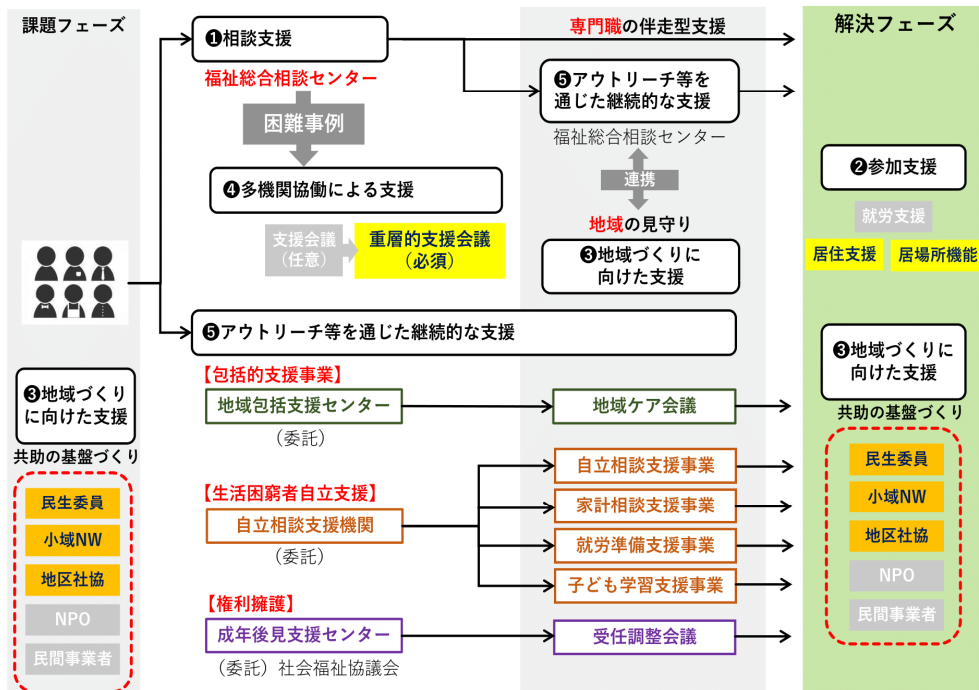
出典：厚生労働省

<市原市の取組事例>

市原市の包括的支援体制づくり



【イメージ】



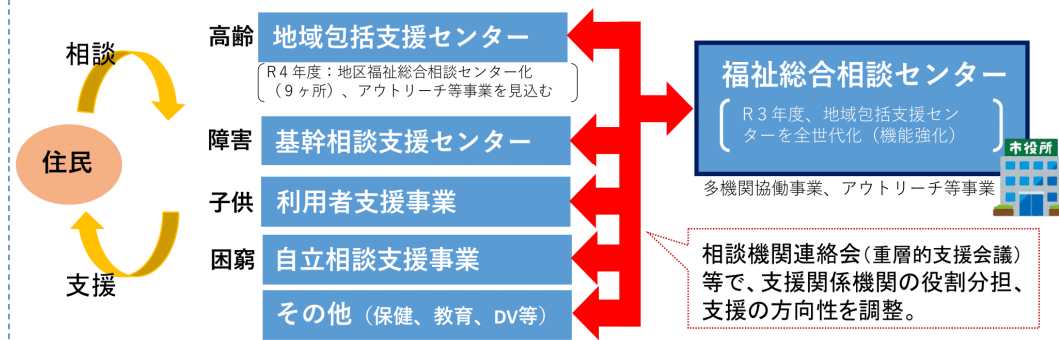
具体的な取組① - 多分野をつなぐ福祉総合相談センターの設置 -



複合化・複雑化した課題を抱える方・世帯の支援には
関係機関の円滑な連携による一体的な支援が必要

さまざまな関係機関の間を調整する機能の整備

- **福祉総合相談センターが相談の解きほぐし、役割分担の調整等**を行い、多分野連携チームで支援を届ける。



<市原市の取組事例>

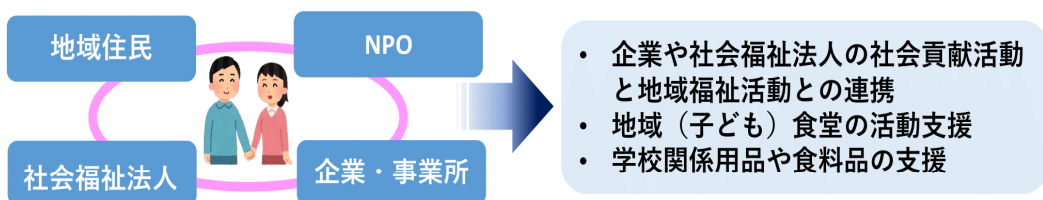
具体的な取組② - 資源をつなぐ地区担当の配置 -



生活課題を解決していくためには、社会福祉法人、企業などの分野を超えた資源の活用が必要

地域づくりを推進する地区担当の配置

- **地域資源や活動等を把握し、課題解決に向けて、様々な主体の橋渡し・調整等を行う。**



- **つながりを促進し、支援を必要とする人・地域課題の早期発見、サポート体制づくりを目指す。**

【補足】市原市社会福祉協議会へ委託(生活困窮者等支援のための共助の基盤づくり事業を活用)

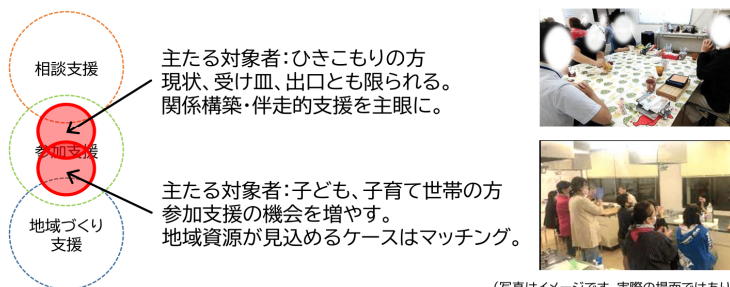
具体的な取組③ - 地域における参加支援の場づくり -



相談支援につながり、必要なサービスを得られても、“**社会とのつながり**”を回復することは難しい

社会復帰を目指す人をサポートする参加支援の場づくり

- ひきこもりなど社会的孤立にある方に居場所機能のマッチングなど、具体的に「**社会とのつながり**」を回復・維持できるような支援を行う。



(写真はイメージです。実際の場面ではありません。)